



朝日税理士法人

<http://www.asahitax.or.jp>

話題の言葉

「税と社会保障の共通番号制度」
具体的な利用方法
政府原案が明らかになりました

国民一人一人に番号を割り振り、所得の把握・納税や社会保障サービスへの活用を目指す「税と社会保障の共通番号制度」の具体的な利用方法など、政府の基本方針原案が1月25日に、明らかになりました。

番号導入に合わせて年金手帳、医療保険証、介護保険証など「保険証機能を一元化」。利用者は個人の番号が入ったICカード1枚で各種の社会保障給付を受けられるようにするほか、確定申告で自己負担した医療費の控除申請などを簡単にできるようにするなど利便性を高めたのが特徴です。

基本方針は共通番号を年金、医療、福祉、介護、労働保険の社会保障分野と、国税・地方税の税務分野に活用することを明記。番号を基に利用者の医療や介護履歴を記録するほか、年金収入も含めた所得・資産内容なども把握。利用者が番号カードを提示すれば、各種社会保障の受給手続きを迅速に行えるようにしたり、確定申告で医療費などの領収書なしでも税控除を申請できるようになります。

例えば、医療と介護の自己負担額の上限を設けた「高額医療・高額介護合算制度」では、利用者の自己負担超過額を自動的に健康保険などに請求し、本人による立て替え払いが不要になります。また、地方自治体などが障害者に対し、利用可能な福祉サービスを通知する制度も導入する方向です。

ただ、共通番号制度案は、利便性が高い分、不正アクセスなどがあれば、年金の給付履歴だけでなく、病歴や所得内容などの個人情報まで外部流出する恐れがあります。政府は今後、個人情報保護策の検討を急ぎ、5月をメドにとりまとめる考えです。

一方で、行き過ぎたセキュリティ対策は、せっかくの利便性を阻害し、行政コストを増す結果にもなりかねません。事実、共通番号制導入によるICカードの配布やシステム構築など、新たに発生する行政費用だけで6千億円を超えるとする試算もあるそうです。

ざっと思いつくだけでも、基礎年金番号、健康保険被保険者番号、運転免許証番号、住民基本台帳カード等ありますが、各行政機関でつけている番号に横の繋がりを持たせないようにしているため、個人情報管理に関して行政の縦割りで重複投資になってしまっているのが現状のようです。

情報会員募集中 会員申し込みをして頂ければ、毎月、「朝日だより」・最新セミナーの案内をお送りします。お申し込み方法は下記までお問合せ下さい。

お問合せ先:朝日税理士法人名古屋事務所 052-571-5480 info@asahitax.or.jp まで

税金Q&A

Question (紹介手数料の支払について)

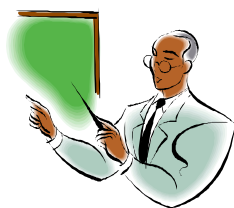
当社は宝石を販売しており、このたび、「お友達ご紹介キャンペーン」を実施し、当社の商品を購入したお客様が、新たなお客様をご紹介頂いた場合、謝礼をそのご紹介者の方にお支払いすることになりました。

当該謝礼金は、お客様に対して、事前にご提示させて頂いた基準に基づき、新たなお客様の紹介の都度お支払するものですが、販売促進費として損金処理が認められますか。

Answer

情報提供等に対する対価としての支払と認められますので、販売促進費として損金処理が可能と考えられます。

解説



法人が取引に関する情報の提供又は取引の媒介、代理、斡旋等の役務の提供(情報提供等)を行うことを業としていない者に対して情報提供等の対価として金品を交付した場合であっても、その交付につき措置法関係通達61の4(1) - 8の要件を満たしていれば、交際費等には該当せず、販売促進費として損金処理が認められるものと考えられます。その要件とは以下の通りです。

その金品の交付があらかじめ締結された契約に基づくものであること。

提供を受ける役務の内容が当該契約において具体的に明らかにされており、かつ、これに基づいて実際に役務の提供を受けていること。

その交付した金品の価額がその提供を受けた役務の内容に照らし相当と認められること。

これは、情報提供等を業としない者(業とするものに対する支払は手数料等として交際費等に該当しないものと考えられるため)に対する情報提供料について「正当な対価」の基準を定めることにより、交際費等の該当の可否について定めたものです。

本件のような顧客を紹介することにより謝礼を支払うという形態は、情報提供等の対価として金品を交付した場合に該当しますので、上記3つの要件を満たした場合には、情報提供等の費用は交際費等に該当しないことになると考えられます。よって本件がそれぞれの要件を満たしているか検討していきます。

要件 「お友達ご紹介キャンペーン」を実施していることから、当該施策が公開されているのであれば、紹介者に対して支払義務が生じているものと考えられます。

要件 当該謝礼金は顧客紹介に対して支払われるものであり、役務提供との間に明確な対価関係があるものと判断されます。

要件 謝礼金の支払はあらかじめ紹介者に提示されている基準に基づいて行われるものであることから、両者の間に合意のあるものと考え、「正当な対価」であると判断されます。

以上から、「お友達ご紹介キャンペーン」は御社にとって情報提供を受けるための行為であると認められますので、支払った謝礼金は交際費等に該当せず、損金処理が認められるものと判断します。

根拠条文等

租税特別措置法関係通達

第61条の4(1) - 1(交際費等の意義)

租税特別措置法関係通達

第61条の4(1) - 8(情報提供料等と交際費等との区分)